

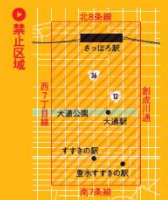
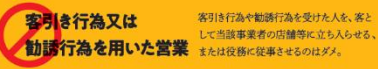
札幌市客引き行為等の防止に関する条例について

SAPPORO



利用もダメエ〜〜〜!

条例により、禁止区域における 客引き行為等は禁止



客引き行為等の指導等

札幌市は、禁止区域において条例で禁止される行為を行った者に対して、指導、勧告、命令を段階的に行います。命令に違反した場合には、5万円以下の過料が科されるとともに、氏名や住所（法人はその名称や事務所の所在地）等を公表することができます。

※事業者の従業者が、過料を科された場合には、その事業者に対して過料が科されます。

お問い合わせ先
札幌市市民文化局地域振興部区政課
☎011-211-2252

詳しくは 札幌市公式ホームページ
<https://www.city.sapporo.jp/>

札幌市 客引き 検索

客引き防止条例制定までの経緯

「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」



以下、「客引き防止条例」とします

客引き防止条例 施行前後の規制状況

<施行前>

- ・ 風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- ・ 北海道迷惑行為防止条例
- ・ ススキノ条例（札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例）



一部の業種の客引き・客待ち・勧誘（スカウト）を禁止

<対象>

風俗営業（キャバクラ、ホストクラブ等）
性風俗営業（ファッションヘルス等）
深夜の特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）



居酒屋、カラオケなど、その他の業種は対象外だった

<施行後>

客引き防止条例の施行によって全業種の客引き行為等が規制対象に

客引き 実態調査結果

- 令和3年7月上旬から中旬の金・土曜日の午後6～11時を調査
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための営業時間と酒類提供時間の短縮要請中



【ススキノ条例指定区域内】
平均54.9人

＜札幌駅周辺＞ 平均4.4人

＜狸小路周辺＞ 平均7.6人

＜旧ラフィラ前周辺＞ 平均29.7人

＜南5～7条周辺＞ 平均13.2人

客引き防止条例 制定の背景

■ 市民アンケート（令和3年7月）

約9割が客引き行為等を好ましく思わず、約7割が何らかの規制を行う必要性を感じていることを確認

「ぼったくりに遭いそうで不安がある」（71.3%）

「いきなり声を掛けられ、不快な気分になる」（58.2%）

「通行の邪魔になる」（54.1%）

「安心して街を歩きにくい」（53.1%）

「札幌市のイメージを損なう」（41.5%）

■ すすきの利用者へのアンケート（令和3年8月）

約7～8割が客引き行為等を好ましく思わず、規制の必要性を感じていることを確認

■ 地元町内会や関係団体からの要望（令和3年8月）

地元町内会や関係団体からなる「すすきの・狸小路・大通地区安全安心まちづくり協議会」から札幌市に対して「客引き等を防止するための条例」制定を強く望む要望書を提出

客引き防止条例の制定・施行

- **札幌市長からの諮問と審議会での検討・答申（令和3年3月～11月）**

市民や観光客等が安全に安心して繁華街を利用できる環境を整備するため、3月29日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に客引き等を防止するための条例制定の是非等について諮問を行った。同審議会は、専門部会を設けて検討し、11月19日に札幌市長に答申書を提出
- **条例素案へのパブリックコメント実施（令和3年12月～令和4年1月）**

いただいたご意見を踏まえて素案を一部修正
- **札幌市議会に条例案を提出・可決（令和4年2月提出、3月30日可決）**
- **条例の一部施行（令和4年4月1日）**

条例の周知を開始
- **禁止区域等のパブリックコメント実施（令和4年4月～5月）**

民間事業者の管理地を含め、地上・地下の禁止区域を決定
- **条例の全面施行、罰則適用開始（令和4年7月1日）**

客引き防止条例の概要

条例の目的

■目的（第1条）

客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、
市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者が、
公共の場所を安全に安心して通行し、
又は利用することができる環境の確保を図り、
もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに
寄与すること。

禁止行為① 客引き行為

■第2条

**通行人その他の不特定の者の中から
相手方を特定して
客となるように誘う行為**

客となるよう誘う行為には言語だけでなく動作も含まれます。

ティッシュ配りなどでも、相手方を特定して客となるように誘う行為が伴えば禁止行為に該当します。

禁止行為② 客待ち行為

■第2条

**客引き行為をする目的で
相手方となるべき者を待つ行為**

一定の場所に留まっているだけでなく、
うろついて相手方を物色している場合も含みます。

禁止行為③ 勧誘行為

■第2条

**通行人その他の不特定の者の中から
相手方を特定して
役務に従事するよう勧誘する行為**

勧誘する行為は言語だけでなく動作も含みます。

相手方が勧誘に応じたか否かを問わず禁止行為となります。

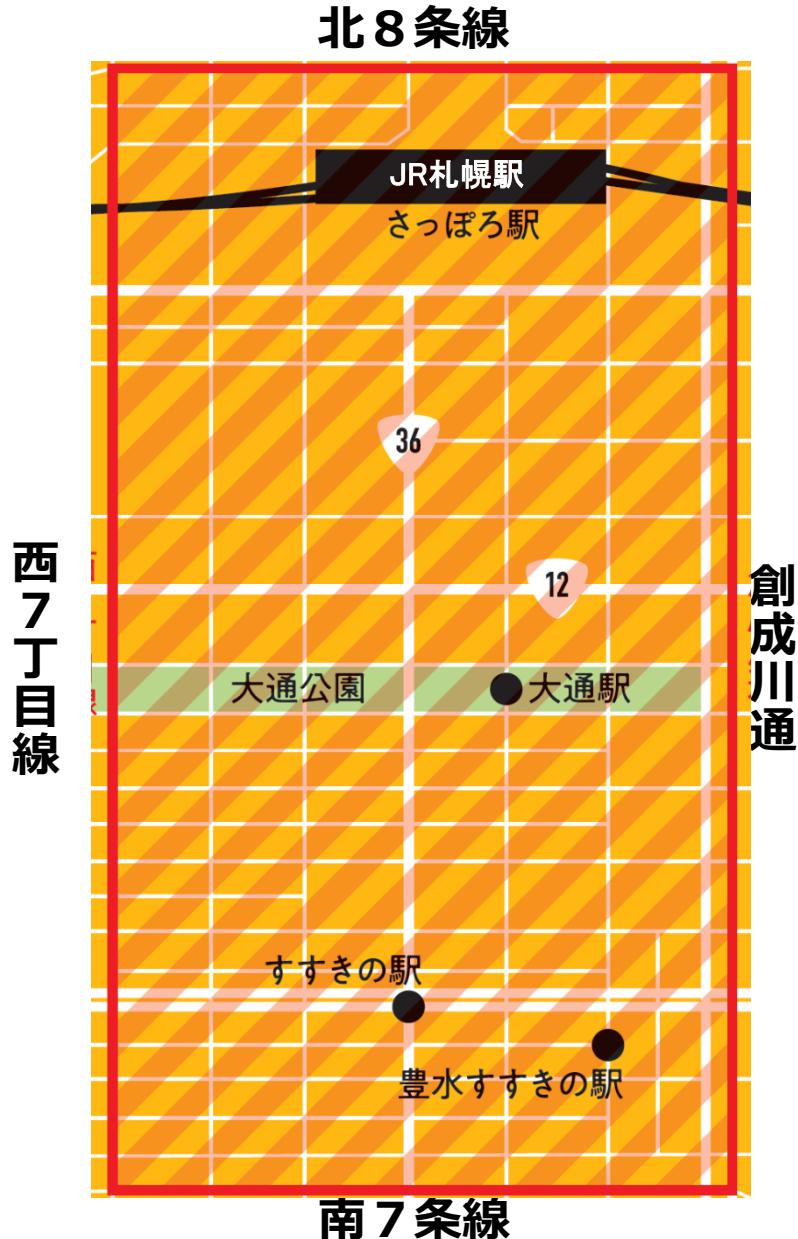
禁止行為④ 勧誘待ち行為

■第2条

**勧誘行為をする目的で
相手方となるべき者を待つ行為**

一定の場所に留まっているだけでなく、
うろついて相手方を物色している場合も含みます。

禁止区域



■ 第6条

- 禁止区域は左図のエリア内の道路、公園、広場などの公共の場所です。
- 地下も含まれます。
- 民間事業者の管理地である、JR札幌駅コンコース、JR駅前広場、アピア、さっぽろ地下街も要請に応じて禁止区域に含めています。
- ススキノ条例と同範囲です。

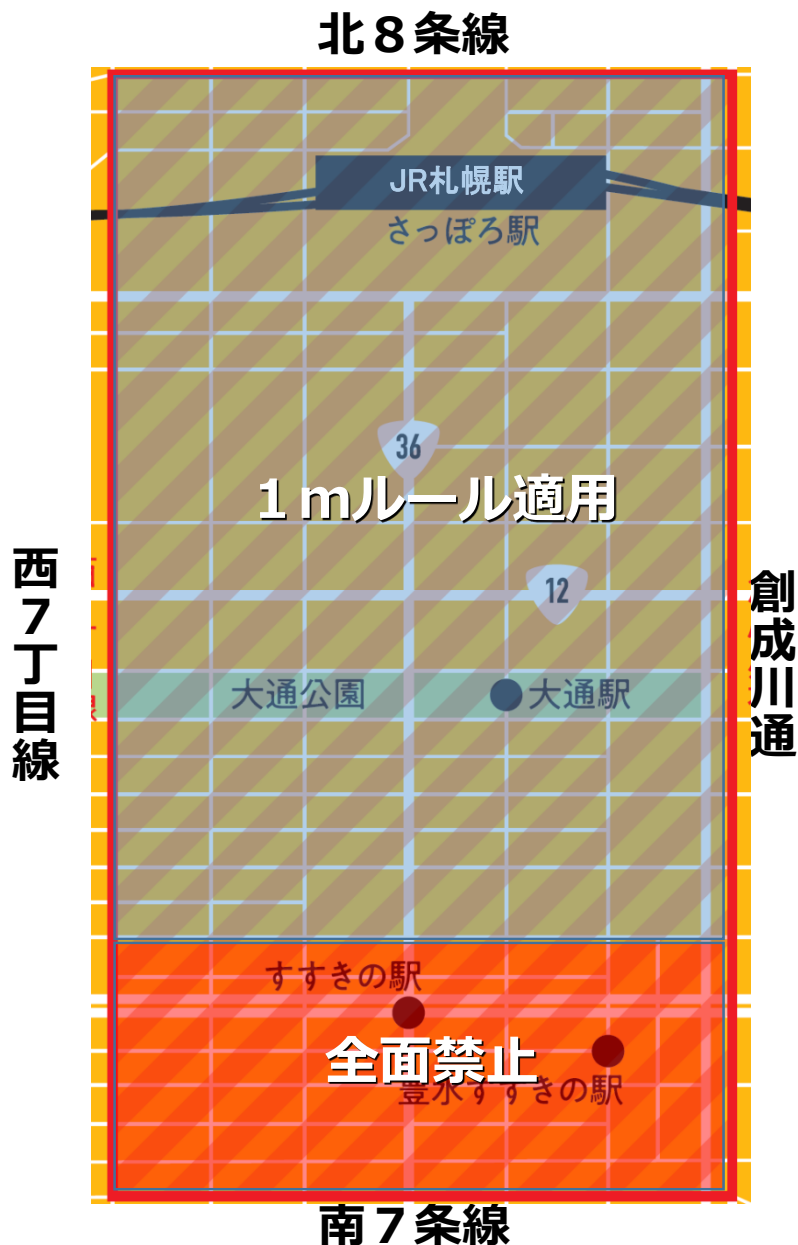
禁止区域内での客引き行為等

■第6条

**何人も、禁止区域では
客引き行為等を行い
又は行わせてはなりません**

- 客引き行為等を直接行うことはもちろん、事業者が従業員に客引き行為等を行わせることや、事業者が別の事業者等に客引き行為等を依頼することも禁止行為に該当します。
- 具体的な指示がなくても、従業員が客引きをするかもしれないという未必の故意で禁止行為に該当します。

禁止区域の例外（1mルール）



■ 第6条ただし書き

- 南3条線より北側では自店舗前1m以内での客引き行為等は可能としています。
- 南3条線以南は、客引き行為等は全面禁止です。
- 南3条線以南は、通行人や客引きが多く、ビルが集積しており、通行に支障が出る蓋然性が高いためです。
- 禁止区域や1mルールの適用範囲は状況に応じて見直します。

禁止区域の例外（1mルール）

1m以内での客引き行為等であっても

次の行為は禁止です

- 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為
- 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、その他市民等の通行を妨げる方法による客引き行為等
- 階段における客引き行為等

禁止区域の例外（1mルール）

- 1mルールが適用されるのは自店舗前です。他事業者の店舗前での客引き行為等は禁止です。
- 空き地の前は1mルールの適用対象外です。
- 禁止区域内の道路等で一時的な許可を得て営業を行う場合は1mルールの適用対象外です。
- 南3条線に面している店舗は、全面禁止エリアに含まれ、1mルールの適用外です。

客引き行為等を用いた営業の禁止

■第7条

事業者は、禁止されている客引き行為をした者

又は当該客引き行為に関係のある者から紹介を受けて

当該客引き行為を受けた者を

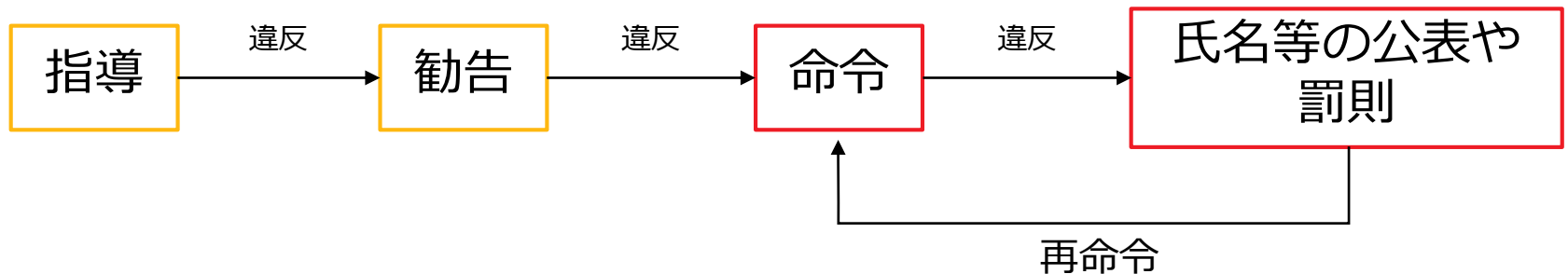
客として当該事業者の店舗内に立ち入らせてはなりません

- 客引き行為を直接行った者から別の者に引き継いで店舗等に案内することも禁止行為となります。
- 勧誘行為についても同様に、勧誘された者を店舗・施設内で従事をさせてはなりません。

禁止行為に対する指導・勧告・命令

■第8条・第9条・第10条

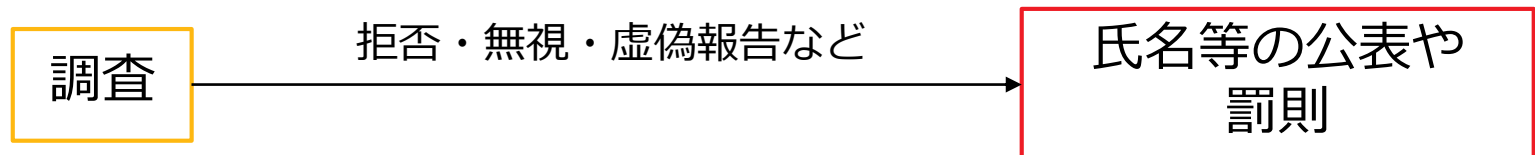
- 違反行為に対して指導し、指導に従わない場合は違反行為をしないよう勧告し、さらに従わない場合は違反行為をしないよう命令します。
- 命令に従わない場合は再命令を行うほか、氏名等の公表や罰則の適用対象となります。



禁止行為に対する調査

■第11条

- 条例の施行に必要な範囲で調査を行います。
 - 客引き行為等を行い、又は行わせた者に必要な報告を求めること
 - 市職員が当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、関係者に質問すること
- 指導にあたって氏名を質問しても答えないなど、調査や質問を拒んだり、妨げたり、無視したり、虚偽の回答をした場合は氏名等の公表や罰則の適用対象となります。



氏名等の公表

■第12条・第13条

- 命令に従わない場合や調査の拒否等の場合は、市役所の掲示板とインターネットに氏名等の公表を行うことができます。

<公表事項>

- ▶ 当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ▶ 公表の原因となる事実
 - ▶ 公表の原因となる事実に係る店舗等の名称及び所在地
- 公表しようとするときは通知を行い、意見陳述書の提出を求めます。
 - 公表したときは、市は関係する土地又は建物の所有者又は管理者に対して公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができます。

罰則

■第18条・第19条

- 命令に従わない場合や調査の拒否等の場合は、5万円以下の過料を科すものとします。
- 過料を科す際には告知を行い、弁明の機会を設けます。
- 事業者の従業者が過料を科された場合は、その事業者に対しても過料を科すものとします。

客引き行為等防止指導員

- 条例の実効性を確保するため、市長から任命された「客引き行為等防止指導員」（指導員）が禁止区域を巡回します。
- 指導員は、禁止行為への指導・勧告・命令、調査、氏名の公表や過料に関する事務などを行います。
- 指導員は「客引き行為等防止指導員証」を携帯しており、関係人の求めがあったときは提示します。

ご協力をお願いします

札幌市民や札幌を訪れた観光客が、札幌のまちを安全に安心して通行し、過ごしていただくために

客引き行為等を

- ・ **しない**
- ・ **させない**
- ・ **利用しない**

よう、ご協力をお願いします